

平 3 0 教 職 第 7 0 3 号
平成 3 1 年(2019 年)3 月 1 9 日

各市町教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 様
下 関 商 業 高 等 学 校 長

山口県教育委員会教育長

「臨時的任用職員の給与の取扱要領」の一部改正について（通知）

「臨時的任用職員の給与の取扱要領」（昭和 5 3 年 4 月 2 8 日付け教職第 3 6 4 号）を下記のとおり改正し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知します。

記

3（2）中の教育職給料表以外の給料表の適用を受ける者の「最高号給」欄を次のように改める。

給 料 表	初 任 給	最 高 号 給
行政職給料表	1 級 5 号給	1 級 <u>4 3</u> 号給
海事職給料表	1 級 1 号給	1 級 <u>3 9</u> 号給
医療職給料表	1 級 1 1 号給	1 級 <u>4 7</u> 号給
現業職給料表 中学卒 高校卒	1 級 9 号給 1 級 1 7 号給	1 級 <u>5 1</u> 号給

3（3）中の教育職給料表の適用を受ける者の級号給を定める「別表」を別紙のとおり改める。

教 職 員 課 調 整 班 TEL 083-933-4545 FAX 083-933-4559
--